

定

款

平成 2 8 年 3 月 7 日	法人設立
令和 元年 6 月 1 6 日	一部改正
令和 2 年 6 月 2 1 日	一部改正
令和 5 年 6 月 1 8 日	一部改正
令和 8 年 6 月 2 8 日	一部改正

一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という。）の定款に基づく教育規程に従い、愛知県内のボーイスカウト運動を推進し、同様の目的を有する他の団体と友好関係を図るとともに、男女共同参画社会の増進を図ることを通して、青少年の優れた人格を形成し、かつ国際友愛精神の増進を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ボーイスカウト運動の普及及び広報
- (2) ボーイスカウト運動の教育計画の策定及び運営
- (3) 指導者の養成
- (4) 国際相互理解の促進及び国際協力
- (5) 地球環境の保全・保護及びその教育
- (6) ボーイスカウト教育の特長を活かした自然体験活動等の推進
- (7) 教育に必要な施設の提供
- (8) 集会及び講演会の開催
- (9) 図書、雑誌等の刊行並びに電子媒体による情報の発信及び受信
- (10) 教育に必要な用品の調製及び供給
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県及びその周辺において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(公告の方法)

第6条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(規則)

第7条 この法人の組織及び運営については、この定款に定めるほか、理事会の決議により規則を定める。

第2章 加盟団

(構成員)

第8条 この法人は、第3条の日本連盟に加盟し愛知県内に所在する団（以下「加盟団」という。）をもって構成する。

2 加盟団をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第9条 加盟団となるには、理事会の承認を受けて、団として日本連盟に加盟登録しなければならない。

（加盟団分担金）

第10条 加盟団は、総会において別に定める加盟団分担金を支払う義務を負う。

（任意退会）

第11条 加盟団は、理事会において別に定める脱退届を提出することにより、いつでも退社することができる。

（除名）

第12条 加盟団が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該加盟団を除名することができる。

- （1）この定款その他の規則に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （3）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）

第13条 前2条の場合のほか、加盟団は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）日本連盟を脱退し、又は登録を継続しなかったとき。
- （2）分担金を1年以上納入しなかったとき。
- （3）総社員が同意したとき。
- （4）当該加盟団が解散したとき。

第3章 総会

（構成）

第14条 総会は、すべての加盟団をもって構成する。

2 総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

（権限）

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- （1）事業報告の承認
- （2）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- （3）役員の選任
- （4）加盟団分担金の金額及び徴収方法
- （5）定款の変更
- （6）理事会において総会に付議した事項
- （7）その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は、年次総会(定時総会)として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総加盟団の議決権の5分の1以上の議決権を有する加盟団は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、理事長又は理事長が指名した理事がこれに当たる。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、加盟団毎に1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総加盟団の議決権の過半数を有する加盟団が出席し、出席した加盟団の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総加盟団の議決権の過半数を有する加盟団が出席し、出席した加盟団の議決権の3分の2以上をもって行う。

(1) 加盟団の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定款を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第21条 加盟団は、代理人によってその議決権を行使することができる。その場合においては、当該加盟団又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した理事から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上30名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、理事長以外の理事のうち1名以上4名以内を副理事長、6名以内

を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係者の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

5 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

6 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。前2項の規定は、監事についても準用する。

（役員の選任）

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、また理事長に事故あるときは、あらかじめ指名された副理事長がこれを代理する。常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する年次総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する年次総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬）

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

（責任の免除又は限定）

第30条 この法人は、理事及び監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第115条の規定により、理事（業務執行理事又は本法人の使用人でないものに限る。）及び監事との間に、同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

（その他の役員）

第31条 この法人に、県連盟として1名の連盟長、3名以内の副連盟長、8名以内の名誉会議議員、1名の県コミッショナー、12名以内の県副コミッショナーを置く。

2 前項の役員の職務及び権限については、日本連盟の定款に基づく教育規程の定めるところによる。

3 この法人に、名誉役員として、名誉連盟長、名誉副連盟長及びその他の名誉役員を置くことができる。

4 第1項及び第3項の役員に関する事項で、日本連盟の定款に基づく教育規程に定めのないものについては、規則において定める。

第5章 理事会

（構成）

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- （1）この法人の業務執行の決定
- （2）社員総会に付すべき事項の決定
- （3）理事の職務の執行の監督
- （4）理事長及び副理事長の選定及び解職

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、副理事長が招集する。

（決議）

第35条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があ

ったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長（代表理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日まで、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会へ報告をするものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、加盟団名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第43条 事務所には法令の定めるところにより、次の書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 事業報告書

(3) 事業報告書の附属明細書

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 監査報告書

(7) その他法令で定める帳簿及び書類

附 則

1～4 省略

5 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。